

令和 7 年 4 月 会 議

第 22 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年4月28日(月)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第1地区担当 山 田 英 毅

第2地区担当 峯 山 健 吾

第3地区担当 志 澤 輝 彦

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
報告第1号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 32 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

ただ今より令和 7 年 4 月、第 22 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名、推進委員は 3 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、6 番 内田委員、7 番 早川 晴子委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条に係る資料 1、資料 2、協議会資料 2 部のほか、本日皆様の机上に、諸般の報告、相続登記の申請についてのリーフレットをお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思います。今後の予定について申し上げます。

5 月 8 日、令和 7 年度県央地区農業委員会連合会通常総会、海老名市役所において会長、職務代理が出席される予定でございます。12 日、綾瀬市畜産協会総会、視聴覚室において会長が出席される予定でございます。13 日、綾瀬市園芸協会総会、J1-1 会議室において会長が出席される予定でございます。16 日、綾瀬市地場農産物消費拡大推進協議会、313 会議室において、会長が出席される予定でございます。20 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 2 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 5 月（第 23 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27 日、令和 7 年 5 月（第 23 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室、農地パトロール、市内一円において、委員全員が出席される予定でございます。29 日綾瀬農用地域クリーン活動、市内一円において委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 1 件 2,075 平方メートル、法第 5 条許可申請 2 件 1,245 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 28 件 28,754.54 平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 2 件 1,502.55 平方メートル、法第 5 条届出 7 件 2,930.47 平方メートル、法第 18 条通知等 1 件 2,972 平方メートルでございます。

す。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番についてを議題といたします。本件につきましては、[]が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

([] 退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、[]が退席されました。現在の委員数は13名、推進委員2名です。事務局より説明を願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番でございます。申請地は[]、地目畑、現況畑、地積2,075平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、7ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は、年齢[]歳で綾瀬市で家族とともに農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、母及び譲渡人の計4名で、従事日数は320日でございます。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員が地域の担当委員でもあります。報告を願います。

2番 比留川 賢次委員

○2番(比留川 賢次君)4月19日に[]さんにお会いしました。この件についてはお父さんがもう高齢になってきたため、所有権を少しずつ移転していきたいということで、後継者として、農地を守ってしっかりやっていきたいとのことでした。

また、4月21日に現地調査を実施いたしました。出席者は森山委員、笠間委員、峯山推進委員、職員3名です。今後同一メンバーになりますので、省略させていただきます。

整理番号 1 番については、耕うん状態にあり適正に管理されております。第 1 班としては、許可に問題はないと思います。皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

（ 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、日程第 2 号、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番でございます。申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は 、地目畑、地積 945 平方メートルでございます。一時転用目的は農地造成、一時転用理由は土壌改良及び農地造成のためとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定、農地の区分につきましては市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、申請地の黒土を 1 メートル掘削し、約 800 立方メートルを搬出します。さらにその下の赤土を 2 メートル掘削し、表土として約 1,600 立方メートルを現地に仮置きいたします。外部から搬入した土を約 1.2 メートル埋め戻し、その上に仮置きしていた赤土 2 メートルを被せて表土とするとのことでございます。施工計画につきましては、お手元に配布してございます資料 1 に、申請図面等でお示ししてございますので併せてご参照願います。この一時転用に伴います工事の概要は、主に土壌改良を目的とした掘削、埋め戻し及び農地復元でございます。近隣への防除対策といたしまして、境界から 1 メートル後退して施工し、周囲に土砂の流出・飛散を防ぐため、防風ネットを設置します。客土につきましては、昭和大学鷺沼キャンパス整備工事にて発生しましたもの

約 900 立方メートルで、搬入計画につきましては、4 トンダンプトラック 4 台を使用し、1 日平均のべ 16 台、1 日平均搬入量 35 立方メートルとのございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 1 番については、耕うん状態であり適正に管理されておりました。第 1 班としては、許可に問題はないと思われます。皆様の審議よろしく願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君） の と申します。

○参考人（ 君） と申します。よろしく願いたします。それでは、今回の申請地、 、申請人は さん、今回工事施工業者は さんでございます。

1 番、転用を行う理由と、この地を選定した理由について、長年 さんは、畑として農薬等を使用し続けたため、表層の汚染菌を取り除くために下層の無菌の赤土を表土として使用し、土地改良、土壌改良及び盛土を行いまして、耕作に適した土に農地の形質を変更いたします。

2 番、土地利用計画及び施設の概要につきまして、今回の申請地 945 平方メートルで、境界より 50 センチメートルから 1 メートル後退いたしまして、現在の上層の黒土 1 メートルを外部に搬出し、下の赤土 2 メートルを土壌改良に使用するため、場内にストックしまして、現地盤より約 11 センチメートル位の盛土をしまして、東側と南側の法面勾配、1:1.8(29 度)の法面を設置いたします。造成工事に当たります。今回の盛土の採取先につきましては、川崎市宮前区の昭和大学鷺沼キャンパス整備工事の戸田建設の建設発生の土で盛土をいたします。盛土につきましても、地中の土の分析結果証明書は、本申請書に添付しております。表土につきましては、上層 1 メートルの外部搬出の分と、現地盤の平均盛土高さ 11 センチメートルで約 873 立方メートルの盛土となります。場内のストック分は 1,559 立方メートル、搬入計画につきましては、使用するダンプ 4 トン車 4 台で、1 日平均のべ 16 台、1 日平均搬入量 35 立方メートル、約 30 日間ということになります。

3 番、転用計画と周辺の防除対策等につきまして、今回の盛土により周囲の 29 度の法面を設置し、現況の地盤に擦り付けの形となります。なお、今回使用する機械につきましては、バックホー、ダンプトラック、ブルドーザー等で各低騒音及び低振動型を使用しまして、周囲には仮囲いとして防風ネットを設置いたす次第でございます。

4 番、工期及び工期並びに工事期間中の安全対策につきましては、工期は、現地測量・丁張及び進入路の造成工事が 2 か月半、あと掘削、盛土・整地工、片付け等で、予定といたしましては許可があり次第、その後 1 年の予定でございます。工事期間中の安全対策につきましては、出入口は西側 1 か所、入り口には工事区域内に入れないよう、バリケード等設置いたしまして、車両の出入口には、交通誘導員を配置いたします。工事車両の進入時間は、9 時から 5 時までといたしまして、通行者等がいた場合には徐行し、事故の無いように、安全には十分注意いたします。

5 番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況につきましては、隣接耕作者の同意書を本申請書に添付しており、周辺地域への説明につきましては、周囲の土地所有者及び建物の居住者等に工事のお知らせ文、計画等の書面にて、既に説明済みでございます。

6 番、施設管理計画につきましては、造成後については、トウモロコシ、ブロッコリー等の栽培を予定しておりまして、草刈り等しまして、近隣に迷惑のかからないよう耕作をしてまいる次第でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑が

ありましたらご発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席にご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番(宇野 政信君) この土地ですけれども、2 月くらいに話がありまして、その時にも現地調査しました。また、最近現地確認したんですが、今、特に手を入れてないということで、耕うん状態であるんですが、草が生えている状態でした。この土地は、この近辺ずっとそうですが非常に土地がやせていて、なかなか農作物をつくるのは難しいと。隣が■■■■さんの土地ですが、■■■■さんとお話をしたんですが、なかなか厳しいと、なかなか水はけも悪いということの中で、今回この土地を土壌入替えて、少しでも農作物がしやすいようにしたいということでした。そういうことで私としても、申請は妥当だろうというふうに判断しました。以上、よろしくお願いします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 2 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 2 番でございます。申請人及び申請地は記載のと

おりです。申請地は[REDACTED]、地目田、地積 300 平方メートルでございます。転用目的は資材置場でございます。転用理由は事業拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定、農地の区分につきましては第 2 種農地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。また、資料 2 に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、敷地内を砂利舗装し、雨水は自然浸透で、C B 3 段積の内側に U 字溝を敷設し敷地内の雨水が、敷地外への流出するのを防ぎます。土地利用計画につきましては、資料 9 ページをご参照ください。工期は資料 8 ページのとおり許可日から 60 日間でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 2 番については、耕うん状態であり、適正に管理されておりました。第 1 班としては、許可に問題はないと思われまふ。皆様の審議よろしく願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED] 代理人[REDACTED]君）おはようございます。[REDACTED]代

理人の■■■■と申します。■■■■は、創業以来整備事業を主にやっていたんですが、リーマンショック以降、市況の悪化の影響を受け、業績が低迷したため、建売事業から建築土木業に主軸を転換し、営業してまいりました。業務内容としては、不動産管理事業と、エクステリア事業、■■■■様からの建築土木事業を主として、綾瀬市及び藤沢市を中心に営業しております。今後ともよろしくお願いします。

質問事項の1 転用を行う理由と、この地を設定した理由について、最近、神奈川県藤沢市綾瀬市を中心に、■■■■からの継続的な受注増加により、業績が大幅にアップし、今後も、さらなる受注が見込めるため、本社付近の資材置場では、時間的な制約もあり対応に苦慮しておりました。このような状況にあるため、現場近くの綾瀬市及び藤沢市の付近に、資材を一時的に置ける資材置場が必要不可欠となってまいりました。申請地は、長後街道より約1キロ、長後駅からも約4キロ、藤沢座間厚木線まで約3.5キロ、東名の綾瀬インターチェンジまで約5.8キロに位置し、弊社の活動エリアへのアクセス等の利便性もよく効率が図れ、前面道路幅員も3.5メートル以上確保できる道路に面しており、弊社希望の資材が、適切な配置で確保できる場所です。本社からは約13.6キロ、車で28分の立地ではありますが、活動地域的には申し分なく、隣接する民家や駐車場がないことが大きな決め手となりました。また、地権者様におかれても、相続で取得された経緯もあり、労力が不足しているため、ご自身で営農ができず、申請地であるこちらの農地の耕作することが難しい状況とのことでした。以上のことから、経営者の条件に合致するものは他になく、転用を申請するものであります。

2 土地利用計画及び施設概要について、敷地全体の平坦部分を利用する計画となります。敷地内は転圧砂利敷きとし、敷地内の雨水は敷地内で処理する予定です。

3 転用計画と周辺への防除対策について、北側西側南側の一部の隣接境界には、コンクリートブロック3段積みの新設します。東側の農地の境界については、コンクリートブロック2段積みの上にフェンスを新設し、境界を明示します。境界1メートルは防除用区域とし、通路を合わせ隣地農地への影響がないよう留意します。南側公道面に出入口を設け安全対策のためチェーンで施錠し、第三者の侵入防止に努めます。敷地内通路の明示はトラロープで区別します。雨水などは自然浸透ですが、コンクリートブロック3段積みの内側にU字溝を敷設し、敷地内の雨水が道路等敷地外へ流出するのを防ぎます。敷地内は通路車両置場を転圧砂利敷きとし、厚みは5センチメートルで計画図のとおり隠します。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は許可日より約30日間予

定しています。伐採と整地工に1週間から10日、ブロックフェンスの敷設に1週間から10日、転圧整地砂利敷に5日間、トラロープ敷設として5日、変更その他の予備日で約30日予定しております。工事期間中は、安全対策として、車両と出入口は工事用の柵・チェーンなどにより、第三者の侵入がないように気をつけて施工します。なお、必要に応じて警備員の配置をする予定です。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、隣接農地は現在営農されていないので、隣接農地の会社様へ説明させていただきました。なお、周辺地域の説明は、許認可前ということもあり、許認可の工事前に書面にて説明に伺う予定です。

6 施設の管理計画について、出入口は、チェーンなどで侵入ができないよう対策します。また、本社から約30分位の距離なので巡回により管理します。最低でも1週間に1、2回の巡回はできると考えております。以上概要です。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席にご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）この地域は、藤沢市と境です。申請人は、遠くのほうの人でなかなか管理ができないじゃないかなと思います。特に問題ないんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規

定による許可申請について、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理権を決定する際、必ず農地中間管理機構を経由することから、議事運営の効率化を図るため、農地中間管理機構に関する説明は省略し、同一の農地に関する計画については一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。整理番号 1 番及び 2 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 1 番及び 2 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 14,661 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、自作の畑 1,979 平方メートル、利用集積による畑 12,682 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 1 番 2 番については、多少下草がありましたが、耕うん状態にあり、適正に管理されておりました。第 1 班といたしましては決定に問題はないと

思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をさせていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております。農用地利用集積等促進計画決定事案について、4月21日第1班に同行させていただきました。現地調査を行ったことをご報告させていただきます。以後割愛させていただきます。

現地の状況は、第1班の代表委員が述べられたとおり、下草が少し生えておりますが、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。借人は、園芸協会に加入し、レタス、ブロッコリー、トウモロコシなどの部会に加入し、XXXXXXXXXXではXXXXXXを務めております。熱心に農業に取り組んでおりますので、以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号1番及び2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号3番及び4番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号3番及び4番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は9,499平方メートル、設定する土地はXXXXXXXXXX外1筆、地目田、地積合計713平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成25年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なこ

とから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、自作の畑 3,270 平方メートル、利用集積による畑 6,229 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 360 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 3、4 番については、多少下草がありましたが、耕うん状態でした。適正に管理されております。第 1 班としては、決定に問題がないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は第 1 班の代表が述べられたとおり、少し下草がありますが、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 3 番及び 4 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 5 番及び 6 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 5 番及び 6 番でございます。農地中間管理権の設定

をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 21,839.46 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 991 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、220 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の田 607 平方メートル、畑 10,232.46 平方メートル、利用集積による畑 11,000 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 5、6 番については、耕うん状態であり、適正に管理されております。第 1 班としては、決定に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことから利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたら発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 5 番及び 6 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号7番及び8番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号7番及び8番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は28,279平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積969平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和元年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。貸人は、200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑1,288平方メートル、利用集積による畑26,991平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の2名で、従事日数は340日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。 2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号7、8番については、レタスが作付されており、適正に管理されておりました。第1班としては、設定に問題はないと思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、レタスが栽培されており、農地として適正に管理されておりました。借人は園芸協会に加入しており、キャベツ、レタス、トウモロコシ部会に加入し、キャベツ部会では部長を務めております。熱心に農業に取り組んでおります。以上のことから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく

お願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 7 番及び 8 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 9 番及び 10 番を審議いたしますが、整理番号 9 番から 12 番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 9 番及び 10 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 25,135.27 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 11 番及び 12 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]外 3 筆、地目畑、地積合計 1,384.27 平方メートルでございます。権利の種類は、使用賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、都市計画区域等につきましては、[REDACTED]と [REDACTED]については、市街化調整区域、農用地で地域計画内、[REDACTED]と [REDACTED]の 2 筆

は市街化調整区域、農用地外、地域計画外でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号9番から12番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の畑813平方メートル、利用集積による畑24,322.27平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人1名で、従事日数は300日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。 2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号9、10番、11、12番についてはともに、耕うん状態であり、適正に管理されておりました。第1班としては、決定に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は1班の代表委員が述べられたとおり、整理番号9、10番11、12番は耕うん状態で、適正に管理されておりました。借人は園芸協会に加入し、レタス、トウモロコシ、キャベツ部会に加入しております。■では■を務めており、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことから、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号9番及び10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案

のとおり可決されました。

続いて整理番号 11 番及び 12 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 13 番及び 14 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 13 番及び 14 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 43,930.35 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 466 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の田、4,114 平方メートル、畑 8,880.72 平方メートル、樹園 6,229 平方メートル、利用集積による畑 24,706.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 13、14 番については、耕うん状態であり適正に管理されておりました。第 1 班としては、決定に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、耕うん状態で適正に管理されておりました。借人

は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のところを踏まえまして、利用集積の設定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 13 番及び 14 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 15 番及び 16 番を審議いたします。本件につきましては、[REDACTED]が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（[REDACTED]退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[REDACTED]が退席されました。現在の委員数は 12 名、推進委員 3 名です。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 15 番及び 16 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 1,071 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 13 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の田、4,114 平方メートル、畑 8,880.72 平方メートル、樹園 6,229 平方メートル、利用集積による畑 24,706.63 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 300 日でご

ざいます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。
以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。 2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）整理番号15、16番については、耕うん状態であり、適正に管理されております。第1班としては、決定に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、耕うん状態で適正に管理され、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号15番及び16番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

（ 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号17番及び18番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号17番及び18番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は19,637平方メートル、設定す

る土地は[REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 22 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑 9,736 平方メートル、利用集積による畑 9,901 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、子、子の妻 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 17、18 番については、耕うん状態であり、適正に管理されております。第 1 班としては、決定に問題がないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は耕うん状態で、農地として適正に管理されてきました。借人は、園芸協会会員し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことから利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 17 番及び 18 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 19 番及び 20 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 19 番及び 20 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 18,412.75 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 1,938 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の樹園 5,432.75 平方メートルで、利用集積による畑 10,974 平方メートル、樹園 2,006 平方メートル、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 19、20 番については、キャベツ、ブロッコリーが作付けされております。適正に管理されており、第 1 班としては、問題はないと思われま。皆様のご審議よろしく願。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、第 1 班の代表が述べられたとおり、キャベツ、ブロッコリーが栽培されております。農地として適正に管理されておりました。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 19 番及び 20 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 21 番及び 22 番を審議いたしますが、整理番号 21 番から 24 番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 21 番及び 22 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 13,040 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目田、地積 495 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、100 日従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 23 番及び 24 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]、地目田、地積 495 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、35 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、300 日農業従事しておりますが、

管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号 21 番から 24 番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする賃借人の状況でございますが、藤沢市において利用集積の畑 13,040 平方メートルで、適正に耕作されていることを確認してございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告をお願いします。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 21、22 番、23、24 番までについては、主にカボチャが作付けされ、適正に管理されており、第 1 班としては、決定に問題はないと思われま。皆様のご審議よろしくお願。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は、第 1 班の代表が述べられたとおり、整理番号 21、22 番 23、24 番ともに、カボチャが栽培されており、適正に管理されていま。利用集積の決定は妥当であると考えま。皆様のご審議のほどよろしくお願。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めま。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願い。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 21 番及び 22 番について、賛成の委員の挙手を求めま。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号 23 番及び 24 番について、賛成の委員の挙手を求めま。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 25 番及び 26 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 25 番及び 26 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 66,739.50 平方メートル、設定する土地は [REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、37 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、綾瀬市において自作の畑 4,449 平方メートル、利用集積による畑 16,844 平方メートル、海老名市・厚木市・愛川町において自作の田 1,777 平方メートル、畑 7,104 平方メートル、利用集積による田 21,488 平方メートル、畑 15,077.5 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻、母、子、従業員 5 名の 9 名で、従事日数は 340 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 25、26 番については、レタスが作付けされており、適正に管理されております。第 1 班としては、設定に問題がないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況はレタスが栽培されており、適正に管理されておりました。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

します。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 25 番及び 26 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 27 番及び 28 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 38 ページ、39 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 27 番及び 28 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 17,534 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]、地目畑、地積 1,467 平方メートルの内 900 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、39 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、綾瀬市において利用集積による畑 6,628 平方メートル、藤沢市において、利用集積の畑 10,906 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、農業従事者は本人、従業員 2 名の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 27、28 番については、耕うん状態であり、適正に管理されております。第 1 班としては決定に問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしく

お願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をいただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第2地区 峯山推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、耕うん状態で適正に管理されていました。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号27番及び28番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。整理番号1番について審議いたしますが、整理番号2番が、農業の主たる従事者である証明をする者が整理番号1番と同一でありますので、一括審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書40ページ、41ページをご覧ください。議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号1番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積1,497平方メートルでございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」である旨の証明でございます。

続きまして、総会議案書42ページ、43ページをご覧ください。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号2番でございます。申出人である、農業

の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、地目畑、地積 5.55 平方メートルでございます。内容といたしましては、整理番号 1 番と同じく、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第 10 条の規定に基づく「農業の主たる従事者」である旨の証明でございます。買取り申出事由といたしましては、いずれも農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和 4 年 9 月 28 日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間 150 日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、41 ページと 43 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。 2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次君）整理番号 1 番及び 2 番の申し出地でございますが、いずれも耕運状態で適正に管理されておりました。証明書の発行が妥当だと思いますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）議案第 4 号、整理番号 1 番及び 2 番の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきまして、地元委員として発言させていただきます。生前、申出人が耕運機で耕うんし、適正に維持管理されていたことを確認しております。地元委員といたしましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

続いて整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願ひ出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、報告第 1 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願ひます。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の 44 ページから 46 ページをご覧ください。日程第 5 号報告第 1 号専決処分等についてでございます。本件につきまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 7 件、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。議案書の 44 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 7 件でございます。転用の内容は整理番号 1 番・3 番・4 番・6 番・7 番につきましては、住宅敷地、整理番号 2 番は道路敷地、整理番号 5 番は駐車場で、地積合計 2,930.47 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。次に 46 ページをご覧ください。2 の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 件でございます。整理番号 1 番でございます。内容といたしましては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。以上でございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしく願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言を願ひいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 1 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 4 月第 22 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

11 時 10 分 閉 会